

平成 29 年度 第 2 回逗子市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成 29 年 11 月 13 日 (月)
午後 2 時～

場 所 逗子市役所 5 階第 2 会議室

1 議題

- (1) 逗子市国民健康保険条例の改正並びに国民健康保険料の改定に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果及び答申書について

- (2) 逗子市国民健康保険条例の一部改正について

- (3) その他

(案)

資料①

返子市国民健康保険条例の改正並びに国民健康保険料の改定に対するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 平成29年10月2日(月)～11月1日(水)
2. 意見の数 4件
3. 意見提出人数 1人(郵送1人、FAX0人、メール0人、持参0人 / 個人1人、団体0件)

4. 意見内容の概要

区分	件数
改正案の概要に関すること	1件
改正案の賛否に関すること	0件
改正案の応能・応益割合に関すること	1件
改正案の軽減割合に関すること	0件
国民健康保険事業の財政運営状況に関すること	1件
保険料変更後の試算結果に関すること	0件
実施時期等に関すること	0件
感想・要望等	1件
合計	4件

5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	1件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	1件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	2件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	0件
	合計	4件

6. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
改正案の概要に関すること(1件)	1	資料に「平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となること(都道府県単位化)が決定しており、…」と記載されているが、責任主体である神奈川県が示されていない。すなわち、本当に逗子市が改定する内容で県の条件を満たしているのかわからない。	□	1件	今回の改正内容につきましては、県の運営方針も考慮し、作成しています。県の運営方針につきましては県のホームページに掲載されています。(URL: http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p1173953.html)
改正案の応能・応益割合に関すること(1件)	2	資料に記載の「本市だけが異なる応能・応益割合及び軽減割合」とは何を示すのか、具体的な文書と数値が示されていない。神奈川県ホームページの「神奈川県の人口と世帯」内で公表されている「市町村別人口」の一覧で示された各市町村と逗子市とでどれだけ異なるのか、一覧表を作成し、公表してください。	▲	1件	資料2-1に逗子市の応能・応益割合を示しています。また、同資料内で県内各市の応能・応益割合の範囲も示しており、県内各市との差を確認していただけますので、個別の公表は行いません。
国民健康保険事業の財政運営状況に関すること(1件)	3	資料に「今後は都道府県単位化により県で策定される運営方針に基づき、決算補填に係る法定外繰入金は計画的、段階的に削減が求められます。」と記載されているが、逗子市としてどのような方法で、どのような時点の判断で行うのか、明示されていない。平成30年度から平成33年度までの決算補填に係る法定外繰入金の計画的、段階的削減に関する資料を作成し、公表してください。	▲	1件	平成29年10月に公表した「財政対策プログラム」に掲載しており、市のホームページで確認することができます。(URL: http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/zaisei/p09539.html)
感想・要望等(1件)	4	資料1-1から資料4-4までの内容が非常に難しい。経営企画部企画課広聴広報課とのレビューを行い、一般市民が理解しやすい内容に改訂することを検討願います。	■	1件	ご意見ありがとうございます。今後のパブリックコメント資料作成の際には、理解しやすい資料となるよう努めます。
合計				4件	

募集 パブリックコメント

逗子市国民健康保険条例の改正並びに 国民健康保険料の改定について

別紙のとおり国民健康保険条例の改正を行い、平成 30 年度に国民健康保険料を改定することについて、市民の皆さんの意見を募集します。

募集期間

平成 29 年 10 月 2 日（月）～11 月 1 日（水）

* 募集期間内必着

提出方法

任意書式に「国民健康保険条例の改正並びに保険料の改定に対する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえファクス・Eメール（添付ファイル不可）・郵送などで、又は直接国保健康課へ

* 意見についての個別の回答はしません。

提出先

逗子市 福祉部 国保健康課

〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

ファクス 046-873-4520

Eメール hoken@city.zushi.lg.jp

逗子市国民健康保険条例の改正並びに 平成 30 年度国民健康保険料の改定について

逗子市の国民健康保険事業につきましては、一般会計（市税収入を主な財源とする一般的な収入と支出の会計）とは別枠の特別会計（特定の収入を財源として特定の支出に充てるもの）により運営しています。

平成 25 年度には、14 年ぶりに応能・応益割合を変更する条例改正を行い保険料の改定を行ない、その際に、以後 3 年ごとに国民健康保険料の見直しを行う、応能・応益割合を段階的に 50 : 50 とする、応益分の負担軽減のため、軽減割合を現行の 6・4 割から 7・5・2 割へ変更することを方針として決定しました。

また、国民健康保険制度の安定化を図るため、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となること（都道府県単位化）が決定しており、本市だけが異なる応能・応益割合及び軽減割合は見直す必要があることから、次のとおり国民健康保険条例の改正を行い平成 30 年度に保険料の改定を行う予定です。

① 応能・応益割合を現行の 65 : 35 から 55 : 45 へ変更

（応能・応益割合について *資料 2 を参照）

② 低所得者の負担軽減のため、応益分（被保険者均等割額、世帯別平等割額）の軽減割合を現行の 6・4 割から 7・5・2 割軽減へ変更

（平成 30 年度改定による所得区分（軽減割合 7・5・2 割）・世帯構成別保険料負担の変化 *資料 3、保険料変更後の試算例（年額） *資料 4 を参照）

一方で、平成 24 年度後半から医療費が急激に増加し、平成 25 年度は国民健康保険料として収入すべき額の不足分（法定外繰入金）が総額で約 6 億 3 千万円にのぼってしまったことから、平成 26 年度にも緊急的な措置として改定を行いました。

また、医療費の増加を抑制するための取組みとして、特定健診やがん検診の受診率の向上やジェネリック医薬品の普及促進などもあわせて進めており、平成 28 年度には、健康課題の把握や効果的な保健事業の展開及び医療費の適正化を目的とした逗子市データヘルス計画を策定しました。

これらの取組み及び被保険者数の減少等により、平成 25 年度をピークに医療費の伸びは鈍化し、法定外繰入金の額はほぼ横ばいとなってきているものの、法定外繰入金の割合は高い状況であり、財政運営が極めて厳しい状況は依然として続いています。

さらに、今後は都道府県単位化により県で策定される運営方針に基づき、決算補填に係る法定外繰入金は計画的、段階的に削減が求められます。

※法定外繰入金…法定内繰入金とは別に、決算補填等の目的や保健事業費に充てるものなど一般会計から繰入れているもの。

（国民健康保険事業の財政運営状況 *資料 1 を参照）

国民健康保険事業の財政運営状況

国民健康保険事業特別会計は、一般被保険者と退職被保険者等で経理上区分されており、更に各々が医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に細分化されます。なお、人件費及び事務経費については全て一般会計からの繰入金（法定内繰入金）で賄うものとされています。

	一般被保険者	退職被保険者等
医療給付費分	① <u>一般被保険者にかかる医療費は、保険料及び国・県ほかの補助金等で賄われます。</u>	④ 保険料等の収入を除いた <u>退職被保険者等にかかる医療費は、健保等の拠出金で賄われ、市国の負担はありません。</u>
後期高齢者支援金分	② <u>後期高齢者支援金は、保険料及び国・県ほかの補助金等で賄われます。</u>	
介護納付金分	③ <u>介護納付金は、保険料及び国・県ほかの補助金等で賄われます。</u>	
人件費 事務経費	⑤ 全て法定内繰入金で賄うものとされています。	

医療費（一般被保険者療養給付費）の推移は下表のとおり決算額はほぼ横ばいですが、1人当たり医療費は微増傾向です。

単位：百万円

	決算額	対前年度 増減額	1人当たり 医療費
平成25年度	3,867	—	333,356円
平成26年度	3,921	54	340,565円
平成27年度	3,946	25	351,224円
平成28年度	3,860	△86	—
平成29年度	3,911（見込）	51	—

保険料で賄う経費の歳入歳出差引額は、下表のとおり不足しています。

単位：百万円

	一般被保険者		③介護 納付金分	合 計
	①医療 給付費分	②後期高齢者 支援金分		
平成25年度	△531	△93	△90	△714
平成26年度	△327	△37	△81	△445
平成27年度	△267	△18	△57	△342
平成28年度	△284	△24	△54	△362

歳入決算額に占める法定外繰入金の割合は、下表のとおり県内市の中では高い状況にあります。

単位：百万円

	法定外 繰入金	歳入決算額	割合	県内市の 順位（高い順）
平成 25 年度	628	6,886	9.12%	1
平成 26 年度	447	6,928	6.45%	3
平成 27 年度	369	7,832	4.71%	6
平成 28 年度	374	7,719	4.85%	—
平成 29 年度	385（見込）	7,715（予算額）	4.99%	—

※ 決算補填のため、平成 28 年度は約 3 億 7,400 万円を一般会計（法定外）から繰り入れており、平成 29 年度は約 3 億 8,500 万円程度の繰り入れが必要と見込まれます。

応能・応益割合について

保険料は、収入に応じたの**応能分**「所得割額」と、受益に応じたの**応益分**として一人当たりにかかる「被保険者均等割額」、一世帯当たりにかかる「世帯別平等割額」で計算されます。

この割合について逗子市では、所得割額が 100 分の 65、被保険者均等割額が 100 分の 25、世帯別平等割額が 100 分の 10 相当で、応能分と応益分の割合は 65 : 35 となっています。

現在、国が標準としている割合は、50 : 50 で、県内各市は、本市以外 60 : 40 から 50 : 50 となっています。また、後期高齢者医療制度による 75 歳以上の方の割合は、全国一律に 50 : 50 となっています。

負担能力に応じた応能割と、受益に応じた応益割のバランスをとることは被保険者全体で制度を支えるという観点から非常に重要なことです。高い応能割合は中間所得者層に重い負担となっているため、応益分の比重を高める方向での見直しの必要性があります。

逗子市の保険料の内訳

(平成 29 年度：年額)

	応能分	応益分	
	所得割額	被保険者均等割額 (一人当たり)	世帯別平等割額 (一世帯当たり)
医療給付費分	※基準総所得金額×5.60%	16,500 円	11,500 円
後期高齢者支援金分	// ×2.70%	7,100 円	4,900 円
介護納付金分	// ×1.60%	5,500 円	2,700 円
条例に規定されている割合	65%	25%	10%
平成 30 年度改定後割合	55%	30%	15%

※ 基準総所得金額 = 総所得金額等の合計 - 基礎控除額 (33 万円)

応能・応益割合の変更による保険料率の算定

今後は、県で算定された納付金を賄うために、毎年の状況に応じて決められた法定外繰入金を踏まえ、毎年5月に直近の所得、被保険者数及び世帯数を基に算定を行い運営協議会に諮り、6月に当該年度の保険料率を決定し、7月に保険料が確定します。

なお、低所得者は応益割（均等割額、平等割額）が、所得に応じ7割・5割・2割軽減されます。

試算1：法定外繰入を2.8億円とした場合の試算例

項 目		現 行	試算1	現行との差
医療給付費分	所得割率	5.60%	5.17%	△0.43
	均等割額	16,500円	21,300円	4,800円
	平等割額	11,500円	17,700円	6,200円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.70%	2.43%	△0.27
	均等割額	7,100円	9,400円	2,300円
	平等割額	4,900円	7,800円	2,900円
介護納付金分	所得割率	1.60%	1.45%	△0.15
	均等割額	5,500円	7,300円	1,800円
	平等割額	2,700円	4,300円	1,600円
合 計	所得割率	9.90%	9.05%	△0.85
	均等割額	29,100円	38,000円	8,900円
	平等割額	19,100円	29,800円	10,700円

試算2：法定外繰入を1.8億円とした場合の試算例

項 目		現 行	試算2	現行との差
医療給付費分	所得割率	5.60%	5.61%	0.01
	均等割額	16,500円	22,700円	6,200円
	平等割額	11,500円	18,900円	7,400円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.70%	2.66%	△0.04
	均等割額	7,100円	10,100円	3,000円
	平等割額	4,900円	8,400円	3,500円
介護納付金分	所得割率	1.60%	1.57%	△0.03
	均等割額	5,500円	7,900円	2,400円
	平等割額	2,700円	4,600円	1,900円
合 計	所得割率	9.90%	9.84%	△0.06
	均等割額	29,100円	40,700円	11,600円
	平等割額	19,100円	31,900円	12,800円

試算1：法定外繰入を2.8億円とした場合の試算例

平成30年度改定による所得区分(軽減割合7・5・2割)・世帯構成別保険料負担の変化

(※現行は6・4割軽減、改定後は7・5・2割軽減導入予定)

単位：円

所得階層			6割(7割)軽減世帯			4割(5割)軽減世帯		2割軽減世帯 (H30年度から新設、 現行は軽減なし)		一般所得層		限度額 超過世帯
			均等割額 + 平等割額	均等割額 + 平等割額	所得割率	均等割額 + 平等割額	所得割率	均等割額 + 平等割額	所得割率			
一人世帯	介護納付金分なし※	現行	16,000	24,000	8.30%	40,000	8.30%	40,000	8.30%	730,000		
		改定後	16,800	28,100	7.60%	44,900	7.60%	56,200	7.60%	(730,000)		
		上昇額	800	4,100	-0.7	4,900	-0.7	16,200	-0.7	0		
	介護納付金分あり※	現行	19,200	28,900	9.90%	48,200	9.90%	48,200	9.90%	890,000		
		改定後	20,200	33,900	9.05%	54,100	9.05%	67,800	9.05%	(890,000)		
		上昇額	1,000	5,000	-0.85	5,900	-0.85	19,600	-0.85	0		
二人世帯	介護納付金分なし	現行	25,400	38,100	8.30%	63,600	8.30%	63,600	8.30%	730,000		
		改定後	25,900	43,400	7.60%	69,400	7.60%	86,900	7.60%	(730,000)		
		上昇額	500	5,300	-0.7	5,800	-0.7	23,300	-0.7	0		
	介護納付金分あり	現行	30,800	46,300	9.90%	77,300	9.90%	77,300	9.90%	890,000		
		改定後	31,500	52,800	9.05%	84,500	9.05%	105,800	9.05%	(890,000)		
		上昇額	700	6,500	-0.85	7,200	-0.85	28,500	-0.85	0		
三人世帯	介護納付金分なし	現行	34,800	52,300	8.30%	87,200	8.30%	87,200	8.30%	730,000		
		改定後	35,200	58,800	7.60%	94,000	7.60%	117,600	7.60%	(730,000)		
		上昇額	400	6,500	-0.7	6,800	-0.7	30,400	-0.7	0		
	介護納付金分あり	現行	42,400	63,800	9.90%	106,400	9.90%	106,400	9.90%	890,000		
		改定後	43,000	71,900	9.05%	114,900	9.05%	143,800	9.05%	(890,000)		
		上昇額	600	8,100	-0.85	8,500	-0.85	37,400	-0.85	0		
四人世帯	介護納付金分なし	現行	44,300	66,400	8.30%	110,800	8.30%	110,800	8.30%	730,000		
		改定後	44,400	74,100	7.60%	118,600	7.60%	148,300	7.60%	(730,000)		
		上昇額	100	7,700	-0.7	7,800	-0.7	37,500	-0.7	0		
	介護納付金分あり	現行	54,100	81,200	9.90%	135,500	9.90%	135,500	9.90%	890,000		
		改定後	54,400	90,800	9.05%	145,400	9.05%	181,800	9.05%	(890,000)		
		上昇額	300	9,600	-0.85	9,900	-0.85	46,300	-0.85	0		

6割(7割)軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円以下

4割(5割)軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円+(27万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数)以下

2割軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円+(49万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数)以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者です。

一般所得層…軽減や限度額超過に該当しない世帯

限度額超過世帯…29年度：医療分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円を超える世帯

30年度：未定

介護納付金分なし※…65歳以上又は40歳未満

介護納付金分あり※…40歳以上65歳未満

試算2：法定外繰入を1.8億円とした場合の試算例

平成30年度改定による所得区分(軽減割合7・5・2割)・世帯構成別保険料負担の変化

(※現行は6・4割軽減、改定後は7・5・2割軽減導入予定)

単位：円

所得階層			6割(7割)軽減世帯			4割(5割)軽減世帯		2割軽減世帯 (H30年度から新設、 現行は軽減なし)		一般所得層		限度額 超過世帯
			均等割額 + 平等割額	均等割額 + 平等割額	所得割率	均等割額 + 平等割額	所得割率	均等割額 + 平等割額	所得割率			
一人世帯	介護納付金分なし※	現行	16,000	24,000	8.30%	40,000	8.30%	40,000	8.30%	730,000		
		改定後	17,900	30,000	8.27%	48,000	8.27%	60,100	8.27%	(730,000)		
		上昇額	1,900	6,000	-0.03	8,000	-0.03	20,100	-0.03	0		
	介護納付金分あり※	現行	19,200	28,900	9.90%	48,200	9.90%	48,200	9.90%	890,000		
		改定後	21,600	36,200	9.84%	58,000	9.84%	72,600	9.84%	(890,000)		
		上昇額	2,400	7,300	-0.06	9,800	-0.06	24,400	-0.06	0		
二人世帯	介護納付金分なし	現行	25,400	38,100	8.30%	63,600	8.30%	63,600	8.30%	730,000		
		改定後	27,700	46,400	8.27%	74,200	8.27%	92,900	8.27%	(730,000)		
		上昇額	2,300	8,300	-0.03	10,600	-0.03	29,300	-0.03	0		
	介護納付金分あり	現行	30,800	46,300	9.90%	77,300	9.90%	77,300	9.90%	890,000		
		改定後	33,800	56,600	9.84%	90,500	9.84%	113,300	9.84%	(890,000)		
		上昇額	3,000	10,300	-0.06	13,200	-0.06	36,000	-0.06	0		
三人世帯	介護納付金分なし	現行	34,800	52,300	8.30%	87,200	8.30%	87,200	8.30%	730,000		
		改定後	37,700	62,800	8.27%	100,500	8.27%	125,700	8.27%	(730,000)		
		上昇額	2,900	10,500	-0.03	13,300	-0.03	38,500	-0.03	0		
	介護納付金分あり	現行	42,400	63,800	9.90%	106,400	9.90%	106,400	9.90%	890,000		
		改定後	46,100	76,900	9.84%	123,100	9.84%	154,000	9.84%	(890,000)		
		上昇額	3,700	13,100	-0.06	16,700	-0.06	47,600	-0.06	0		
四人世帯	介護納付金分なし	現行	44,300	66,400	8.30%	110,800	8.30%	110,800	8.30%	730,000		
		改定後	47,500	79,200	8.27%	126,700	8.27%	158,500	8.27%	(730,000)		
		上昇額	3,200	12,800	-0.03	15,900	-0.03	47,700	-0.03	0		
	介護納付金分あり	現行	54,100	81,200	9.90%	135,500	9.90%	135,500	9.90%	890,000		
		改定後	58,300	97,300	9.84%	155,600	9.84%	194,700	9.84%	(890,000)		
		上昇額	4,200	16,100	-0.06	20,100	-0.06	59,200	-0.06	0		

6割(7割)軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円以下

4割(5割)軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円+(27万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数)以下

2割軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円+(49万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数)以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者です。

一般所得層…軽減や限度額超過に該当しない世帯

限度額超過世帯…29年度：医療分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円を超える世帯

30年度：未定

介護納付金分なし※…65歳以上又は40歳未満

介護納付金分あり※…40歳以上65歳未満

試算1：法定外繰入を2.8億円とした場合の試算例

保険料変更後の試算例(年額)

1世帯当たりの平均被保険者数は、約1.6人(平成29年5月末現在)となっており、モデル的な世帯の保険料の現時点での試算例については、次のとおりです。

また、加入世帯のうち約70%を占める総所得金額等が222万円以下の世帯については、7割・5割軽減への変更及び2割軽減の導入により保険料の上昇額が抑制されます。(⑤～⑦の試算例及び資料3-1参照)

なお、最終の保険料率については、毎年6月に決定します。

①夫・妻(40歳以上～65歳未満)、子ども1人(40歳未満)

収入は夫の給与収入600万円のみの場合

基準総所得金額 3,930,000 円

医療・支援金人数 3 人

介護人数 2 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	220,080	49,500	11,500	203,181	63,900	17,700
支援金	106,110	21,300	4,900	95,499	28,200	7,800
介護	62,880	11,000	2,700	56,985	14,600	4,300
合計	489,800			491,900		

保険料上昇額
2,100

②単身世帯(40歳未満) 収入は給与収入350万円のみの場合

基準総所得金額 1,940,000 円

医療・支援金人数 1 人

介護人数 0 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	108,640	16,500	11,500	100,298	21,300	17,700
支援金	52,380	7,100	4,900	47,142	9,400	7,800
介護	0	0	0	0	0	0
合計	200,900			203,500		

保険料上昇額
2,600

③夫・妻の二世帯(65歳以上) 収入は夫の年金収入280万円で、妻の年金収入80万円の場合

基準総所得金額 1,270,000 円

医療・支援金人数 2 人

介護人数 0 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	71,120	33,000	11,500	65,659	42,600	17,700
支援金	34,290	14,200	4,900	30,861	18,800	7,800
介護	0	0	0	0	0	0
合計	168,900			183,300		

保険料上昇額
14,400

④単身世帯(65歳以上) 収入は年金収入240万円のみの場合

基準総所得金額 870,000 円

医療・支援金人数 1 人

介護人数 0 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	48,720	16,500	11,500	44,979	21,300	17,700
支援金	23,490	7,100	4,900	21,141	9,400	7,800
介護	0	0	0	0	0	0
合計	112,100			122,200		

保険料上昇額
10,100

⑤単身世帯（40～64歳） 収入なしの場合
 （現行は6割軽減、試算例は7割軽減該当）

基準総所得金額 0 円
 医療・支援金人数 1 人
 介護人数 1 人 単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	0	6,600	4,600	0	6,390	5,310
支援金	0	2,840	1,960	0	2,820	2,340
介護	0	2,200	1,080	0	2,190	1,290
合計	19,200			20,200		

保険料上昇額
1,000

⑥単身世帯（40～64歳） 収入は給与収入120万円のみの場合
 （現行は4割軽減、試算例は5割軽減該当）

基準総所得金額 220,000 円
 医療・支援金人数 1 人
 介護人数 1 人 単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	12,320	9,900	6,900	11,374	10,650	8,850
支援金	5,940	4,260	2,940	5,346	4,700	3,900
介護	3,520	3,300	1,620	3,190	3,650	2,150
合計	50,600			53,600		

保険料上昇額
3,000

⑦単身世帯（40～64歳） 収入は給与収入145万円のみの場合
 （現行は軽減なし、試算例は2割軽減該当）

基準総所得金額 470,000 円
 医療・支援金人数 1 人
 介護人数 1 人 単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	26,320	16,500	11,500	24,299	17,040	14,160
支援金	12,690	7,100	4,900	11,421	7,520	6,240
介護	7,520	5,500	2,700	6,815	5,840	3,440
合計	94,600			96,500		

保険料上昇額
1,900

試算2：法定外線入を1.8億円とした場合の試算例

保険料変更後の試算例(年額)

1世帯当たりの平均被保険者数は、約1.6人(平成29年5月末現在)となっており、モデル的な世帯の保険料の現時点での試算例については、次のとおりです。

また、加入世帯のうち約70%を占める総所得金額等が222万円以下の世帯については、7割・5割軽減への変更及び2割軽減の導入により保険料の上昇額が抑制されます。(⑤～⑦の試算例及び資料3-2参照)

なお、最終の保険料率については、毎年6月に決定します。

①夫・妻(40歳以上～65歳未満)、子ども1人(40歳未満)

収入は夫の給与収入600万円のみの場合

基準総所得金額 3,930,000円

医療・支援金人数 3人

介護人数 2人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	220,080	49,500	11,500	220,473	68,100	18,900
支援金	106,110	21,300	4,900	104,538	30,300	8,400
介護	62,880	11,000	2,700	61,701	15,800	4,600
合計	489,800			532,700		

保険料上昇額
42,900

②単身世帯(40歳未満) 収入は給与収入350万円のみの場合

基準総所得金額 1,940,000円

医療・支援金人数 1人

介護人数 0人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	108,640	16,500	11,500	108,834	22,700	18,900
支援金	52,380	7,100	4,900	51,604	10,100	8,400
介護	0	0	0	0	0	0
合計	200,900			220,500		

保険料上昇額
19,600

③夫・妻の二世帯(65歳以上) 収入は夫の年金収入280万円で、妻の年金収入80万円の場合

基準総所得金額 1,270,000円

医療・支援金人数 2人

介護人数 0人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	71,120	33,000	11,500	71,247	45,400	18,900
支援金	34,290	14,200	4,900	33,782	20,200	8,400
介護	0	0	0	0	0	0
合計	168,900			197,800		

保険料上昇額
28,900

④単身世帯(65歳以上) 収入は年金収入240万円のみの場合

基準総所得金額 870,000円

医療・支援金人数 1人

介護人数 0人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	48,720	16,500	11,500	48,807	22,700	18,900
支援金	23,490	7,100	4,900	23,142	10,100	8,400
介護	0	0	0	0	0	0
合計	112,100			132,000		

保険料上昇額
19,900

⑤単身世帯（40～64歳） 収入なしの場合
 （現行は6割軽減、試算例は7割軽減該当）

基準総所得金額 0 円
 医療・支援金人数 1 人
 介護人数 1 人 単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	0	6,600	4,600	0	6,810	5,670
支援金	0	2,840	1,960	0	3,030	2,520
介護	0	2,200	1,080	0	2,370	1,380
合計	19,200			21,600		

保険料上昇額
2,400

⑥単身世帯（40～64歳） 収入は給与収入120万円のみの場合
 （現行は4割軽減、試算例は5割軽減該当）

基準総所得金額 220,000 円
 医療・支援金人数 1 人
 介護人数 1 人 単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	12,320	9,900	6,900	12,342	11,350	9,450
支援金	5,940	4,260	2,940	5,852	5,050	4,200
介護	3,520	3,300	1,620	3,454	3,950	2,300
合計	50,600			57,900		

保険料上昇額
7,300

⑦単身世帯（40～64歳） 収入は給与収入145万円のみの場合
 （現行は軽減なし、試算例は2割軽減該当）

基準総所得金額 470,000 円
 医療・支援金人数 1 人
 介護人数 1 人 単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	26,320	16,500	11,500	26,367	18,160	15,120
支援金	12,690	7,100	4,900	12,502	8,080	6,720
介護	7,520	5,500	2,700	7,379	6,320	3,680
合計	94,600			104,200		

保険料上昇額
9,600

(案)

11/13 差替え

資料②

29 国保運協第 号
2017 年（平成 29 年）11 月 日

逗子市長 平井 竜一 様

逗子市国民健康保険運営協議会
会 長 長谷川 嘉春

答 申 書

本運営協議会は、平成 29 年 8 月 8 日付け諮問第 14 号にて諮問のあった逗子市国民健康保険料の改定について、審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

1 諮問事項

(1) 応能・応益割合

逗子市国民健康保険条例第 12 条、第 12 条の 5 の 5 及び第 12 条の 9 に規定する割合について、所得割「100 分の 65」を「100 分の 55」に、被保険者均等割「100 分の 25」を「100 分の 30」に、世帯別平等割「100 分の 10」を「100 分の 15」に変更する。

(2) 保険料軽減割合

逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 に規定する割合について、「10 分の 6」を「10 分の 7」に、「10 分の 4」を「10 分の 5」に変更し、「10 分の 2」を新設する。

2 答申事項

諮問のとおり、平成 30 年度から応能・応益割合及び保険料軽減割合を変更することについて了承する。

3 付帯意見

(1) これまで 2 回の議会における否決理由を踏まえ、議案の提案に当たっては条例改正内容と保険料率の決定方法との違い等について、理解が得られるよう説明に努めること。

(2) 平成 30 年度からの国民健康保険の財政運営の都道府県単位化を踏まえ、引き続き保険料の収納の確保に努めるとともに、医療費適正化の取り組みを行い、安定的な財政運営に努めること。

(3) 最終の保険料率については、今後、毎年 5 月に運営協議会を開催し諮ること。

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例 改正概要

平成 30 年度に応能・応益割合及び保険料軽減割合を改定するに当たり、次のとおり改正を行う。

- 1 応能・応益割合を現行の 65 : 35 から 55 : 45 へ変更する。

改正条文 第 12 条、第 12 条の 5 の 5 及び第 12 条の 9 第 1 号の所得割の割合を 100 分の 65 から 100 分の 55 に、第 2 号の被保険者均等割の割合を 100 分の 25 から 100 分の 30 に、第 3 号の世帯別平等割の割合を 100 分の 10 から 100 分の 15 に改正

- 2 保険料軽減割合を現行の 6 割・4 割軽減から 7 割・5 割・2 割軽減へ変更する。

改正条文 第 16 条の 2 に規定する軽減割合を 10 分の 6 から 10 分の 7 に、10 分の 4 から 10 分の 5 に改正し、第 3 号を追加

平成30年度から国民健康保険制度が変わります

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の成立（平成27年5月27日）により、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変わります。都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指します。

改革後の国保の運営のあり方については、次のとおりです。

運営の在り方

1. 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担います。
2. 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化します。
3. 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての都道府県国民健康保険運営方針（国保運営方針）を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進します。

都道府県の主な役割

財政運営	財政運営の責任主体 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営
資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
保険料の決定 賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 ・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検 ・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進
保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援

市町村の主な役割

財政運営	国保事業費納付金を都道府県に納付
資格管理	地域住民と身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行）
保険料の決定 賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
保健事業	被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施

国保財政の流れ

上記の表のとおり、都道府県は医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定し、各市町村に通知します。また、市町村ごとの標準保険料率を算定し公表します。市町村では、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納めます。詳細については、政省令等の改正により、明らかになります。

納付金・標準保険料率、市町村保険料の決定フロー(事務レベルWGの議論を踏まえ検討中)

